

高齢者見守りサービスのお知らせ

このサービスは、高齢者が万が一徘徊してしまった場合に居場所を知らせるので、二次元コード付きラベルシールを帽子や服、杖、シルバーカー等に貼って利用します。

徘徊を発見した方がスマートフォンでラベルシールの二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族等に発見通知メールが送信され、保護されたことが分かる仕組みとなっています。なお、利用

には、市役所で登録が必要です。

- ▶対象=次の要件をすべて満たす方
- ・本市に住居登録のある65歳以上の方
- ・認知症等の症状が見られる方
- ・家族等がメールを受信できる方

▶利用料=無料(1人1セット30枚)
※追加購入は有料です。

▶申込方法=高齢者支援課で申し込み

☎ 地域包括支援センター

☎(70)0439

気になったらすぐ相談! もの忘れ相談会

専門職への早期相談により、状態に合わせたアドバイスや認知症に対する支援制度の説明等が受けられますので、お気軽にご相談ください。

▶日時=3月14日(金)、4月11日(金)
13時30分~14時15分、14時30分~15時15分
※予約制。

▶会場=中央公民館2階談話室

▶内容=専門職(保健師、社会福祉士、介護支援専門員等)による認知症の個別相談

▶対象=市内在住で、もの忘れや認知症について不安がある方、家族、事業所

▶利用料=無料

▶申込方法=電話(随時受付)

☎・☎ 地域包括支援センター

☎(70)0439

認知症カフェ あったかスペースモクセイ

認知症の方やその家族、地域住民が誰でも参加でき、集まって楽しくお話をしたり悩み事などを共有しホッとひと息つける交流の場です。

「九十九里地域認知症家族の会 あんとんねえさ~ in 大網白里市」も同時に開催する予定です。

※飲食の提供はありません。

▶日時=3月13日(木)13時30分~15時

30分

▶会場=中部コミュニティセンター1階会議室

▶内容=認知症の相談、参加者同士の交流、レクリエーション等

▶対象=認知症の方とご家族、認知症に関心のある方、地域の方どなたでも歓迎

☎ 地域包括支援センター

☎(70)0439

はり・きゅう・マッサージ等の施術利用票を交付します

はり・きゅう・マッサージ・あん摩または指圧に要する施術費用の一部を助成します(保険診療で施術を受ける場合には利用できません)。

▶対象=市内在住で75歳以上の方

▶施術所=本市に登録してある施術所

▶助成額=1回500円(月2回まで)

▶申請に必要なもの

利用者の本人確認ができるもの(保険証、

運転免許証など)

▶受付場所=高齢者支援課、白里出張所

▶その他=現在利用中の方で4月1日(火)以降も引き続き利用される場合、再度申請が必要です

※令和7年度分の利用票の交付は、3月24日(月)開始。

☎・☎ 高齢者支援課高齢者支援班

☎(70)0332

介護用品支給票を交付します

▶対象=次の要件をすべて満たす方

・本市に住居登録がある

・在宅で介護を受けていて要介護4・5である

・介護保険料(1号被保険者)本人所得段階が第1号~第5号である

※入院中または施設に入所等している場合を除く。

▶限度額=月4,000円

▶申請方法

要介護者の介護保険被保険者証を持参

※申請者は介護している家族でも可。

▶利用方法

①市から決定通知書および介護用品支給票を郵送

②介護用品支給事業取扱店で、介護用品支給票および介護保険被保険者証を提示し、支給対象の介護用品を受け取る

▶その他

利用は申請の翌月になります。現在、利用中の方は、要介護認定の期間が終了する月および毎年3月に再度申請が必要です。

☎・☎ 高齢者支援課高齢者支援班

☎(70)0332

地域包括支援センターだより

~こんにちは、在宅介護支援センターです~

運転免許証を返納した方のきっかけは、「80歳になった」、「家族の勧め」、「車が故障した」などとさまざまです。

市が話を伺った返納者の方は、できるだけ車を手放す前に参加していた活動が続いているとのこと。例えば、いきいき元氣クラブ・折り紙教室・老人会・グラウンドゴルフ等です。「中でもグラウンドゴルフは、外に出て人とお話をし、寒い中でも歩くので暖くなるからお勧め」とおっしゃっていました。健康で過ごせるように食事に気を付けて散歩にも行っているそうです。

返納後の交通手段は、徒歩、自転車、シニアカー(購入もしくは介護保険でレンタル)、路線バス、コミュニティバス、移送サービス(民間事業所)の利用、家族送迎等。

市内路線バスやコミュニティバスでは、運転免許証を自主返納または更新せずに失効した方に申請により発行される「運転経歴証明書」を利用することにより、料金が半額になります。

警察署やバスの営業所へ行く手間はかかりますが、片道分の交通費で目的地を往復できるので、気軽にバス利用ができます。※路線バスで割引を受けるためには、各営業所での手続きが必要です。

高齢者の免許返納で注意しなければならないことは、運転をやめた後に自宅に閉じこもりがちになることです。外出機会が減ると、身体機能が衰え、要介護のリスクが高まります。健康状態の悪化を防ぐためにも、無理のない範囲で歩いたり、身体を動かしたりする習慣をつけ、交通手段を工夫して外出機会をつくりましょう。

在宅介護支援センターでは高齢者の相談に乗っています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

〈在宅介護支援センター〉

・杜の街(山辺・瑞穂・大網地区)

☎(70)1666

・おおあみ緑の里(増穂・白里地区)

☎(73)5146

☎ 地域包括支援センター ☎(70)0439

こちらは消費生活センターです!

—2024年度に急増—

「分電盤の点検にいきます」の電話から始まる勧誘に注意

〈事例〉契約している電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする。」と電話があった。昨日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい。」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円に契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない。」と言われた。不審なので解約したい。(90代男性)

〈ひとことアドバイス〉

電話等で点検を持ちかける業者には安易に点検させないようにしましょう。

点検させたとしてもその場では契約せず、

十分に比較・検討しましょう。

クーリング・オフ等ができる場合もあります。4年に1回の無料法定点検について日ごろから確認しておきましょう。

不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

〈市消費生活センター〉

▶相談日=(月)・(火)・(水)・(金)

※(祝)、年末年始を除く。

▶時間=10時~12時、13時~16時

▶場所=中央公民館1階相談室

▶相談電話=☎(70)0344

☎ 地域づくり課市民協働推進班

☎(70)0342

ガスメーターのガス遮断機能と復帰操作の手順

◇ガス遮断機能

ガスを安全にお使いいただくために、ガスメーターにはマイコン制御によるガス遮断機能が組み込まれています。次のような場合にガスを自動的に遮断します。

●ガス漏れなどにより、ガスが異常に流出したとき

●機器の消し忘れなどによりガスを連続で長時間使用したとき

〔連続使用で遮断に至る時間の目安は以下のとおりです〕

・大型湯沸器(24号以上)は、約20分

・大型湯沸器(20号以下)は、約40分

・ふろ釜、小型湯沸器、床暖房室外機は、約140分

・FFストーブは、約260分

・ガスコンロ、ガストーブ・ファンヒーターは、約720分(12時間)

●感震器が大きな地震を検知したとき

●ガスの圧力が低下したとき

◇復帰操作の手順

ガス遮断機能が働いた場合は、ガスメーター上部の赤いランプが点滅します。ガス漏れの可能性もありますので、はじめにガス臭くないか十分確認し、ガス臭くないときは以下の手順で復帰の操作を行ってください。

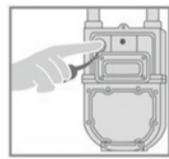
1 機器栓を閉じるか運転スイッチを切り、すべてのガス器具を止める。



2 復帰ボタンのキャップをはずす。



3 復帰ボタンを奥までしっかり押ししてから指を離す。赤ランプが再び点滅します。



4 約3分待つ。この3分間でガス漏れの有無を確認し、異常が無ければ点滅が消えてガスをお使いになれます。



※上記の操作でガスが復帰しない場合や、赤ランプの点滅が消えない場合は、ご連絡ください。☎ガス事業課 ☎(72)1131

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています(供給しているガス種は12Aです)。